

山梨県公報

第三百四十七号

令和五年

一月二十三日

月曜日

目次

告示

○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………二一

○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………二二

○峡東都市計画道路事業の施行について……………二二

告示

山梨県告示第十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三十条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木整備部砂防課及び峡南建設事務所(身延支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和五年一月二十三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域 に囲まれた区域	次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号十七号から二十八号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号二十八号と十七号の標柱を結んだ線				
	標柱番号	郡	市町村	大字	
	久保	南巨摩郡	身延町	久保	
	十七	同	同	中村	
	十八	同	同	同	
十九	同	同	同		
二十	同	同	同		
二十一	同	同	同		
地番	二八六番一	同	二六三番	二八七番一	二八九番

公告

○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により甲斐市から聴取した意見について、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和五年一月二十三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地 デイスクアントドラッグコスモス甲斐龍地店
山梨県甲斐市龍地字竜ヶ池六千七百五番外
- 二 届出の内容 新設
- 三 届出の公告日 令和四年九月八日
- 四 意見の概要
- 1 交通安全対策の実施
- 2 防災・防犯対策の実施
- 3 騒音対策の実施
- 4 廃棄物等の処理等
- 5 景観保全の実施
- 五 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 六 縦覧期間 この公告の日から令和五年二月二十四日まで

● 峡東都市計画道路事業の施行について

峡東都市計画道路事業の施行について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六

二二	同	同	同	同	二六三番
二三	同	同	同	同	同
二四	同	同	同	同	同
二五	同	同	同	同	同
二六	同	同	同	同	同
二七	同	同	同	同	同
二八	同	同	同	同	同
路敷	二七三番地	先道			

十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和五年一月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 都市計画事業の種類及び名称 峡東都市計画道路事業 三・四・八号 山梨市駅南線及び三・四・五号 根津橋通り線

二 施行者の名称 山梨県

三 事務所の所在地 山梨県甲州市塩山上塩後千二百三十九番地一 峡東建設事務所

四 事業地の所在

- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 なし